

都道府県・ 政令指定都市名	21 岐阜県
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課
担 当 職 員 数	4 人（専任 4 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1994年4月1日 根拠： 岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2004年4月1日
構 成 員	15 人（女性 8 人、男性 7 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2024 年 4 月 ～ 2029 年 3 月		
名 称	岐阜県男女共同参画計画(第5次)		
改定・見直しの予定時期	2029年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例	
	公 布 日(西 暦)		2003年10月9日	
	施 行 日(西 暦)		2003年11月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)			
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月			
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:		
		2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)	
	目 標 値	(西暦)	年度まで	%			
	根 拠	女性委員の参画率が40～60%までである審議会等の割合を2028年度までに90%					
目標設定の対象である審議会等の範囲		岐阜県男女共同参画計画(第5次) 令和6年度～令和10年度					
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(85)うち女性委員を含む審議会等数(85)			
		延総委員等数(1,160)		延女性委員等数(531)		女性比率(45.8)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(113)うち女性委員を含む審議会等数(111)			
		延総委員等数(1,332)		延女性委員等数(591)		女性比率(44.4)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(41)うち女性委員を含む審議会等数(40)			
		延総委員等数(815)		延女性委員等数(344)		女性比率(42.2)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(8)			
		延総委員等数(55)		延女性委員等数(18)		女性比率(32.7)	
目標値以外の目標設定							
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表		2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	0 人	(0 年 0 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2			
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1			
		そ の 他		{ }			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況				調査時点コード			1:2024年4月1日		2:その他(西暦)				
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職 数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	475	76	16.0	24	3	12.5	47	4	8.5	404	69	17.1
	うち一般行政職	378	64	16.9	19	3	15.8	35	3	8.6	324	58	17.9
支庁・地方事 務所等	計	533	126	23.6	6	0	0.0	44	5	11.4	483	121	25.1
	うち一般行政職	385	76	19.7	5	0	0.0	31	2	6.5	349	74	21.2
全体	計	1,008	202	20.0	30	3	10.0	91	9	9.9	887	190	21.4
	うち一般行政職	763	140	18.3	24	3	12.5	66	5	7.6	673	132	19.6
再掲	警 察 関 係	106	4	3.8	5	0	0.0	18	1	5.6	83	3	3.6
	教育委員会	90	30	33.3	1	0	0.0	3	1	33.3	86	29	33.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	814	151	18.6	398	44	11.1
	うち一般行政職	576	118	20.5	57	21	36.8
支庁・地方事務所等	計	1,073	286	26.7	510	38	7.5
	うち一般行政職	750	210	28.0	26	20	76.9
全体	計	1,887	437	23.2	908	82	9.0
	うち一般行政職	1,326	328	24.7	83	41	49.4
再掲	警察関係	346	25	7.2	908	82	9.0
	教育委員会	312	134	42.9	0	0	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	34	9	26.5	47	16	34.0	11	3	27.3
	うち一般行政職	23	8	34.8	40	14	35.0	2	2	100.0
支庁・地方事務所等	計	79	15	19.0	121	33	27.3	69	9	13.0
	うち一般行政職	58	9	15.5	73	24	32.9	4	4	100.0
全体	計	113	24	21.2	168	49	29.2	80	12	15.0
	うち一般行政職	81	17	21.0	113	38	33.6	6	6	100.0
再掲	警察関係	20	1	5.0	34	2	5.9	80	12	15.0
	教育委員会	5	2	40.0	21	11	52.4	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				【警察関係】公安職については面接のみ、一般行政職については筆記と面接を考慮要素としている。
課長補佐相当職	○		○			○	◎				【警察関係】公安職については、競争試験、選考試験を実施しており、競争試験については、択一式・正誤式問題、筆記、面接を考慮要素としている。選考試験については、部局等の推薦、筆記、面接を考慮要素としている。
係長相当職	○		○			○	◎				同上

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇	任	試	験	2,270	227	10.0
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	389	173	44.5
	うち 上級	252	106	42.1
	うち一般行政職	221	105	47.5
	うち 上級	153	60	39.2
	うち警察関係	107	29	27.1
	うち 上級	59	19	32.2

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	1 岐阜県職員旧姓使用取扱要綱 2 岐阜県教育委員会事務局職員等旧姓使用取扱要綱 3 岐阜県警察職員旧姓使用取扱要領(平成30年3月29日付第283号)
該当部分の条文(本文)	1 第2条 職員は、人事課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 第2条 職員は、教育長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 3 第2 旧姓使用の方針等 職員から、旧姓使用の申出があった場合には、別表に掲げる文書等を除き旧姓使用を認めることとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)			うち管理職数(人)		
	うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)
60	5	8.3	16	1	6.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター			愛称・通称			
設置年月日(西暦)	2002年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：500-8384 住 所： 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階 電話番号：058-214-6431 FAX番号： 058-214-6432 ホームページ: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13255.html						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： ふれあいファシリティズ) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名： 健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課) 指定管理者(名称：) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	2 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	11 人	予算額	2024年度	23,121 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 男女共同参画講座、男女共同参画フォーラム、県職員出前トーク、イクメン・家事の養成講座、パネル展、広報チラシ・PRカード・相談窓口紹介) ○ 2. 講座(主な事項： キャリ☆ナビ、男女共同参画スキルアップ講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話相談、面接相談、就労・子育て相談、ハローワークササースコーナースタッフによる相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画等に関する図書等の貸出、求人情報検索) 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 「岐阜で活躍する女性」と社会人・大学生との交流会、理工系分野で活躍するロールモデルとの交流事業、男女共同参画推進サポーター交流会) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： イコブス養成講座・学習会、企業等内研修、育休ママパパ講座、就・転職力アップセミナー、女性のための起業講座、アンコンシャス・バイアスの講座) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項：) 10. その他(主な事項：)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)				出資者		

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	0	千円
設置年月日(西暦)				出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 名称等： 岐阜県各種女性団体連絡協議会 2. 無	加盟団体数	24	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 : 7. その他 { 内容 :		}
---	--	---

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容：	}
--	---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	163,257	172,900	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定	○
(5)	その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬	その他	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録(2,4,5,6,7,8,9,10,12)、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度(2,4,5,6,7,8,9,10,12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	清流の国ぎふ女性の活躍推進会議
2	現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	岐阜県男女共同参画の現状と施策
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ ①男女共同参画講座	①男女共同参画社会の実現に向けた講師派遣等による普及啓発	①延べ210人程度	①7～2月
・ ②男女共同参画フォーラム	②男女共同参画の現状把握や課題解決等、男女共同参画社会の実現に繋がる講演等の機会を提供するフォーラムを開催	②300人程度	②9月
・ ③県職員出前トーク	③男女共同参画や女性の活躍に関する普及啓発	③延べ50人程度	③適宜
・ ④イクメン・家事メン養成講座	④男性が主体的に、家事・育児・介護等に参画することを目的とした、男性の意識改革に繋がる講座	④30人程度	④10月
・ ⑤男女共同参画・女性の活躍支援センターパネル展	⑤センター事業や、男女共同参画に熱意を持って取り組んでいる「男女共同参画推進サポーター」の活動を紹介するパネル展を、男女共同参画週間に合わせ開催		⑤6月
・ ⑥男女共同参画・女性の活躍支援センター広報チラシ、PR・相談窓口紹介カード	⑥センターの事業内容、各種相談窓口等の広報		⑥通年
・ ⑦女性・男性ロールモデル、企業の優良取組事例の情報	⑦「岐阜で活躍する女性」、「家事・育児・介護等に参画する男性」、「企業の優良取組事例」をホームページで紹介	⑦女性50名、男性10名、企業10社	⑦通年
・ ⑧フリーペーパーによる「岐阜で活躍する女性」の紹介	⑧「岐阜で活躍する女性」をフリーペーパーに掲載	⑧5人	⑧3月
・			
2. 表彰			
・ 岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰	男女共同参画社会づくりに積極的に推進し、功績が顕著であったものを表彰		11月
3. 講座			
・ ①キャリアナビ	①再就職や就労継続、キャリアアップに向けた講座（キャリアナビゲーション）	①各回6人程度	①月8回程度
・ ②オンラインでのキャリアナビ	②自宅からでも気軽に参加できるよう、オンライン形式での開催	②各回8人程度	②月2回程度
・ ③出張キャリアナビ	③センターへの来所が困難な地域の方への支援のため、キャリアカウンセラーが県内各地に出向いて講座を実施	③各回2人程度	③適宜
・ ④男女共同参画スキルアップ講座	④男女共同参画推進サポーターはじめ県民を対象とした、男女共同参画推進活動を地域で広めるために必要なスキルを学ぶための講座	④延べ160人程度	④11,2月
・ ⑤女性リーダー養成講座	⑤管理職を対象に、求められる役割と自身が目指すリーダー像を明確にするとともに、管理職への不安の解消や、前向きな意欲を引き出す機会とするための研修を開催	⑤延べ160人程度	⑤10～11月
・ ⑥キャリアデザイン研修	⑥結婚、出産などのライフイベントとキャリア形成との両立に係る不安を解消し、将来的に女性管理職を目指す研修	⑥80名	⑥7月
4. 相談事業			
・ ①電話相談	①一般電話相談、男性専門電話相談、LGBT専門電話相談の実施		①通年
・ ②面接相談	②法律相談、こころの相談の実施		②通年
・ ③就労・子育て相談	③就労・子育てに関する相談を、面接により実施		③通年
・ ④オンラインでの就労・子育て相談	④就労・子育てに関する相談を、オンラインで実施		④通年
・ ⑤子育て支援拠点等での就労・子育て相談	⑤キャリアカウンセラーが子育て支援拠点等へ出向いて行うキャリアナビ開催後に、面接により実施	⑤各回2人程度	⑤適宜
・ ⑥ハローワークマザーズコーナースタッフによる相談	⑥家庭と仕事の両立等に関する相談の実施	⑥各回4人程度	⑥月1回
5. 情報収集・提供			
・ ①図書・DVD等の貸出	①男女共同参画等に関する図書等の貸出		①通年
・ ②求人情報検索	②センター内のパソコンで、ハローワークの求人票検索が可能		②通年
・ ③ぎふジョ!女性の活躍応援ポータルサイト	③様々な分野の支援に関する情報や実際に活躍する女性等の紹介及びイベント情報などの掲載		③随時
6. 苦情処理			
・ 苦情相談	県施策に対する苦情・意見及び相談の受付		随時
7. 交流促進			
・ ①「岐阜で活躍する女性」と社会人との交流会	①県内で活躍している身近なロールモデルとの交流会	①50人程度	①1～2月
・ ②「岐阜で活躍する女性」と大学生との交流会	②県内で活躍している身近なロールモデルとの交流会	②延べ30人程度	②10～2月
・ ③理工系分野で活躍するロールモデルとの交流事業	③性別による進路先、職業役割意識を若年期から払拭することを目的とした、理工系分野で活躍する女性ロールモデルとの交流事業	③100人程度	③11月
・ ④男女共同参画推進サポーター交流会	④男女共同参画推進サポーターへの情報提供と、モチベーション向上を目的とした交流会	④15人程度	④7月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ①イクボス養成講座・学習会	①経営者等の意識改革を目的とした講座及び岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の取組み等を学ぶ学習会	①100人程度	①9～12月
・ ②企業等内研修	②意識改革と働き方改革推進を目的に、企業等で行う研修会に講師を派遣	②80人程度	②8～1月
・ ③育休パパママ講座	③育休復帰後の、仕事・育児・家庭との両立に向けた心構えを学ぶ講座	③60人程度	③9～2月
・ ④就・転職力アップセミナー	④女性の就職を後押しするための、知識やスキルを学ぶ講座	④延べ120人程度	④10月
・ ⑤女性のための起業講座(初級編・中級編)	⑤働き方の一つとして“起業”を考え、起業とは何かを学ぶ初歩的な内容から、起業プランを立てる中級的な内容までを段階的に学ぶ講座	⑤延べ200人程度	⑤12～1月
・ ⑥アンコンシャス・バイアスに関する講座	⑥経営者等を対象とした、職場内のアンコンシャス・バイアスに気付くための講座	⑥20人程度	⑥11月
・ ⑦女性のつながりサポート支援事業	⑦不安を抱える女性や支援が届いていない女性に対して、訪問支援を実施するとともに、同じ悩みを抱える女性が寄り添える居場所づくりや生理用品の配布を実施		⑦随時
・ ⑧女性活躍推進アドバイザー派遣	⑧県内中小企業の女性管理職登用拡大に向けた取組みをサポートするため、女性活躍推進アドバイザーを派遣		⑧適宜
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
・ 育児休業等実態調査	企業における男女の育児休業等の取得状況を調査	1400社	8月
11. その他			
・ ①ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定	①岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定式	①120名	①1月
・ ②「ぎふ女のすぐれもの」の認定	②女性が企画・開発に参画した商品及び取組から優れたものを「ぎふ女のすぐれもの」として認定・公表		②11月
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		岐阜県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1	
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	3	
2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。				
3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。				
4. 期間の定めはない。				
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1	
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名		岐阜県議会会議規則 第3条第2項		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第三条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む。)、育児、家族の介護又は看護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に欠席届(別記第一号様式)を提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産した場合にあつては、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2	
		2. なし		
		3. その他()		
規 定 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
議会の欠席事由として、明記した規定の有無				
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
		配偶者の出産		1
		育児		1
		家族の看護		1
		家族の介護		1
		疾病		1
		その他		
		議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		
規 則 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名				
条本文文				
政治分野の男女共同参画のために実施していること				

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { 岐阜県地域防災計画に「平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。」と記載 }
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年2月6日	～	2025年2月5日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	59	14	23.7	
		都道府県防災会議(委員のみ)	58	14	24.1	
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	12	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	1	1	100.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	8	26.7	
		8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	5	55.6	
	2	国土利用計画地方審議会	15	7	46.7	
	3	土地利用審査会	7	4	57.1	
	4	都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0	
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	27	12	44.4	
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	14	46.7	
	7	精神医療審査会	35	17	48.6	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会				開催の都度任命
	9	都道府県医療審議会	30	13	43.3	
	10	准看護師試験委員会	13	7	53.8	
	11	麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12	地方社会福祉審議会	25	15	60.0	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	9	47.4	
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	12	6	50.0	
	15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
	16	都道府県農業共済保険審査会				
	17	都道府県森林審議会	10	5	50.0	
	18	都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
	19	建築審査会	7	3	42.9	
	20	都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	21	都道府県都市計画審議会	20	5	25.0	
	22	開発審査会	7	3	42.9	
	23	私立学校審議会	15	7	46.7	
	24	石油コンビナート等防災本部				
	25	公害健康被害認定審査会				
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27	都道府県児童福祉審議会	20	10	50.0	
	28	地方港湾審議会				
	29	土地区画整理審議会				
	30	教科用図書選定審議会				開催の都度任命
	31	介護保険審査会	30	11	36.7	
	32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	33	感染症の診査に関する協議会	35	16	45.7	
	34	警察署協議会	178	82	46.1	
	35	土地収用事業認定審議会	7	5	71.4	
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				委員の選任なし
	37	都道府県国民保護協議会	54	23	42.6	
	38	地方独立行政法人評価委員会	8	4	50.0	
	39	市街地再開発審査会				
	40	都道府県職員委員会				委員の選任なし
	41	自然再生協議会				
	42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44	留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				委員の選任なし
	46	指定難病審査会	16	6	37.5	
	47	小児慢性特定疾病審査会	8	3	37.5	
	48	行政不服審査会	6	3	50.0	
	49	地域医療対策協議会	35	7	20.0	
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51					
	52					
	53					
	54					
	55					
		合 計	815	344	42.2	
		女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	0	0		
9	内水面漁場管理委員会	13	3	23.1	
合 計		55	18	32.7	
女性委員0の委員会数		1			